

法定点検の名称 (関係する法令)	対象となる建物・設備	点検等の内容	点検等の時期		報告先	資格者
建築設備定期検査 (建築基準法12条3項)	特定行政庁が持定(例:階数5階以上、延べ面積1,000㎡以上)建築物の敷地、構造及び建築設備	調査	6か月～3年の間で 特定行政庁が定める		特定行政長	特殊建築物等調査資格者、 1級建築士又は2級建築士
昇降機定期検査 (建築基準法12条3項)	特定行政庁が持定(例:階数5階以上、延べ面積1,000㎡以上)換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備、排水設備	検査	6か月～1年の間で 特定行政庁が定める		特定行政長	建築設備検査資格者、 1級建築士又は2級建築士
消防用設備等点検 (消防法17条の3の3)	消火器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、確防水、非常コンセント設備、無線通信補助設備	機器点検	6か月～1年の間で 特定行政庁が定める		特定行政長	昇降機検査資格者、1級建築士 又は2級建築士
	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消化設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、消防動力ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備	機器点検	6か月に1回	報告は、3年に1回(複合用途の場合は、1年に1回)		
	配線	総合点検	6か月に1回			
総合点検	1年に1回					
専用水道定期水質検査 (水道法3条6項、34条)	水槽の有効容量が100m3を超える施設口径25mm以上の導管の全長が1500m超居住人口100人超1日最大給水量が20m3超	水質検査	1か月ごとに1回以上、臨時		都道府県知事(保健所が設置されている市区長)(衛生上問題がある場合は保健所長)	厚生労働大臣の登録水質検査機関
		消毒の残留効果等に関する検査	1日に1回以上			
簡易専用水道管理状況検査 (水道法3条7項、34条の2)	水槽の有効容量が100m3を超える施設	水質検査	1年以内ごとに1回		同上	地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者
		水槽の掃除	1年以内ごとに1回			
浄化槽の保守点検、清掃、定期、検査 (浄化槽法7条、10条、11条)	尿尿及び雑排水を処理する浄化槽	保守点検	浄化槽の種類により1週間～6か月ごとに1回以上		都道府県知事	浄化槽技術管理技術者(浄化槽管理士)
		清掃	全ばっ気方式は6か月ごとに1回以上、その他は1年に1回			
		水質検査	1年に1回			環境大臣又は都道府県知事が指定する検査機関
自家用電気工作物定期点検 (電気事業法39条、42条)	高圧(600V超)で受電する設備	月次点検	1月に1回		経済産業大臣	電気主任技術者(第1種～第3種) (電気保安協会等に委託)
		年次点検	1年に1回			